



5/1(水)総合運動施設に 交流棟がオープン

コインシャワー完備

自由に利用できる市民ラウンジ

区分	使用料(冷暖房代を含む)	
	午前8時30分～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
市民ラウンジの会議スペース	660円/時間	990円/時間
ロッカールーム1・2(各室)	330円/時間	490円/時間
ロッカールーム3・4(各室)	160円/時間	240円/時間
トレーニングルーム	団体利用	660円/時間
	個人利用	110円/時間
会議室	660円/時間	990円/時間
多目的室	660円/時間	990円/時間
附属設備	シャワー室1・2	1回110円(1人)
	コイン式シャワーユニット	1回100円
	多目的シャワー室	1回110円(1人)
	椅子	営利・宣伝目的の場合 1脚50円/日(1回)
	長机	営利・宣伝目的の場合 1脚110円/日(1回)

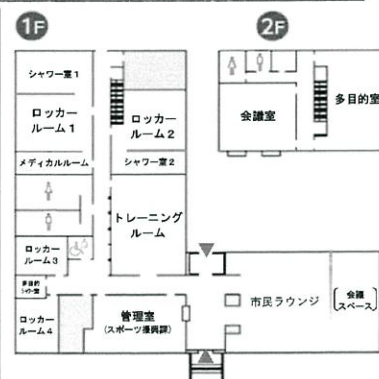
※市外の方が利用する場合、使用料(附属設備使用料を除く)は2倍となります。
 ※営利または宣伝を目的に市民ラウンジの会議スペース、会議室、多目的室を利用する場合、使用料は5倍となります。
 ※ロッカールーム3・4は、独占せずに利用する場合は無料です。
 ※トレーニングルームの個人利用は、団体利用がない場合に限りです。

スポーツ振興課の事務所が移転

現在、文化体育館内にあるスポーツ振興課の事務所は、交流棟の管理室内に移転します。電話番号[☎(7093)5111]の変更はありません。4月30日(火)に移転作業を行うため、作業日は電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。



また、文化体育館2階会議室に併設されているトレーニングルームは、交流棟のトレーニングルームに移設します。



総合運動施設・陸上競技場西側に新しく「交流棟」が完成しました。スポーツ施設利用者などの利便性向上のため、休憩などで自由に利用できる市民ラウンジをはじめ、会議室やコインシャワーを設置したロッカールームなどが備わった施設です。どなたでも利用することができます。どうぞ、ご利用ください。供用開始は、5月1日(水)です。

市役所1階の市民生活課窓口で行っている住民票・印鑑証明書などの各種証明書の請求書や住所異動手続きについては、11月1日(水)から申請書の記入が不要になります。対象となる手続きについては、以下のとおりです。なお、申請後の証明書などの受け取りや手数料の支払い方法は変わりません。
 ※本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)を必ずお持ちください。

対象となる手続き

- ▽各種証明書の請求
 - ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・戸籍謄抄本 など
- ▽印鑑登録・廃止手続き
 - ▽引越などの住所異動届
 - ▽国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部の手続き

書かない窓口での申請方法(イメージ)



1. 本人確認書類を提示し、質問事項に答えると、職員が申請書などを作成します。
2. 完成した申請書などの内容を確認し、署名をするだけで申請ができます。

■問い合わせ 市民生活課[☎(7093)7831]へ

はやく やさしく かんたんに
市民生活課で
「書かない窓口」が始めます

11/1(水)～